



月刊 こう食品法令 【2025年 7月号】

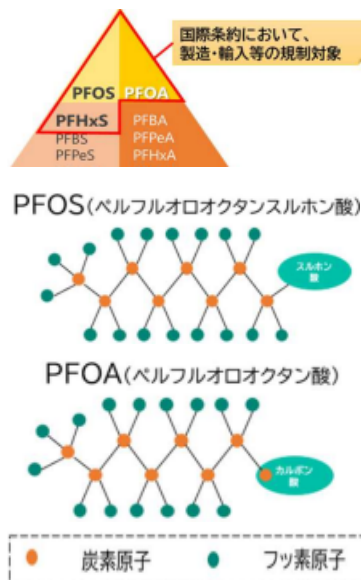
- 目次 A【お知らせ】 最近の法改正等の情報
 : ミネラルウォーター類の規格基準の改正
 B【シリーズ】 食品表示案内 第27講 追補
 : 薬機法の表示について
 C【コラム】 ちょっと深く、考える
 : そばの表示について

【最近の法改正等のお知らせ】 最近の気になる改正等の情報

◆食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示(令和7年内閣府告示第105号)が令和7年6月30日告示され、**ミネラルウォーター類**におけるPFAS(PFOS及びPFOA)の成分規格の規格基準が新設されました。ただし、令和8年3月31日まで猶予期間があります。

■改正内容

清涼飲料水のうち、「ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うもの」について、ペルフルオロオクタンスルホン酸(以下「PFOS」という。)及びペルフルオロオクタン酸(以下「PFOA」という。)に係る成分規格が設定されました。規格は、PFOS及びPFOAの和として0.00005mg/l以下であることとされています。



PFAS(通称**ピーファス**)とは、主に炭素とフッ素からなる化学物質で、PFASは1万種類以上の物質があるとされています。工業的に作られる**有機フッ素化合物の総称**です。

PFASの一種である**PFOS(ペルフルオロオクタンスルホン酸、通称ピーフォス)・PFOA(ペルフルオロオクタン酸、通称ピーフォア)**は、様々な用途で使用されてきました。具体的には、PFOSは、半導体用反射防止剤・レジスト(電子回路基板を製造する際に表面に塗る薬剤)、金属メッキ処理剤、泡消火薬剤などに、PFOAは、フッ素ポリマー加工助剤(他のフッ素化合物を製造する際に、化学反応を促進させるために添加する薬剤)、界面活性剤などに使われてきました。

いずれも難分解性、高蓄積性、長距離移動性という性質を持つため、予防的な取組方法の考え方に立ち、PFOS・PFOAは、POPs条約対象物質に追加され、日本国内では、PFOS・PFOAをそれぞれ2010年・2021年に化審法の第一種特定化学物質に指定し、製造・輸入等を原則禁止しました。

このため、国内で新たに製造・輸入されることは原則ありませんが、主に過去様々な形で環境中に排出されたものが公共用水域(河川・湖沼・海域)や地下水等から検出されることがあります。また、PFOS等を含む泡消火薬剤を使った消火設備は、今でも市中に残っています。

消費者庁HPの情報から作成

※続きは P a g e 1 - 2 (会員) で記載しています。

第27講 薬機法の表示について 【追補】

■薬機法と熱中症の広告表示

薬機法の正式名称は「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」です。一般的には「医薬品医療機器等法」や「薬機法」と略称されます。対象範囲は医薬品、医薬部外品（栄養ドリンク、うがい薬等）、化粧品、医療機器、再生医療等製品の5つです。食品は、医薬品と違い、病気の治療・予防を目的とするものではありません。病気の治療や予防に役立つことを説明したりほめかしたりする表示や広告を行っている製品は、「医薬品」と判断されます。「医薬品」と判断されたものは、医薬品医療機器等法に基づく承認・許可を取得していない限り製造・輸入・販売することはできません。「医薬品」と判断されるものは、医薬品としての承認を取得していない限り医薬品医療機器等法違反品である”無承認医薬品”とみなされます。

製品が「医薬品に該当するものか否か」判断する要素は原材料、効能効果、形状、用法用量の4つあります。効能効果は医薬品と誤認されるような効能効果を表示・広告することはできません。例として、「●●症に効く」、「生活習慣病の予防」等、病気の治療又は予防を目的とする表現は医薬品的な効能効果に該当します。ただし、特定保健用食品・栄養機能食品に認められている効能効果は、医薬品的とはみなしません。

近年の暑さから熱中症対策として塩分を含む清涼飲料の広告に限り病名の記載を許可されています。ナトリウム濃度として、少なくとも、飲料100ml あたり40～80mg（食塩相当量として0.1～0.2g）含有する清涼飲料水の広告（テレビCM、店頭POP、ポスター、説明会など）に限り、「熱中症対策」の用語のみを使用することができます。事務連絡平成28年6月16日厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課から全国清涼飲料工業会制定の「熱中症対策」表示ガイドラインの内容が自治体に連絡されています。ここで、「事務連絡」とは、行政機関内部で、事務処理上の連絡や確認するために出される文書のことを指します。法令の解釈や運用に関する重要な事項を扱うわけではありませんが、現場の実務レベルでの変更点や留意事項などを示す役割があります。

※続きはPage 2-2（会員）で記載しています。

■公正競争規約や食品表示基準の個別食品において、「そば」と言えるためのそば粉の考え方が異なっています。

法令	項目	内容
生めん類の表示に関する公正競争規約 ※食品表示基準はない	(定義)	この規約で「そば」とは、 そば粉30%以上 、小麦粉(灰分が0.8%以下のものに限る。)70%以下の割合で混合したものを主たる原料とし、これに水を加えて練り合わせた後製めんしたもの又は製めんした後加工したものをいう。
即席めんの表示に関する公正競争規約および同施行規則 ※食品表示基準の個別食品は2025年4月から廃止された	(特定事項の表示基準) めんに使用する特定の原材料を商品名として表示する場合又はめんに使用する原材料のうち特定の原材料を使用している旨	当該原材料の性状ごとに定めた使用原料粉の重量に対する配合割合: そばの そば粉を30パーセント以上
乾めん類(食品表示基準) ※公正競争規約はない	別表第3: 定義 別表第19: 一般用加工食品の個別的表示事項	干しそば: この表の中欄に掲げる乾めん類のうち、 そば粉を使用したものをいう 。名称は「干しそば」又は「そば」 そば粉の配合割合 (そば粉の配合割合が30%未満の干しそばに限る。)

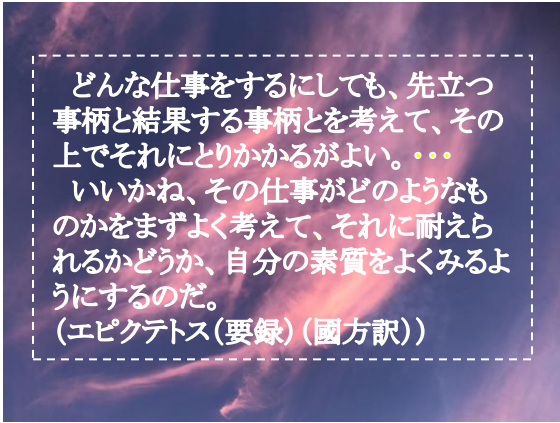
A Guide to Food Labelling, Kou

(編集後記) 年会員の会費で当HPが運用されています。年会員限定のサービスを希望される方は、お手数ですがお問い合わせフォームから、年会員(月にコーヒー1杯の価格相当分です)の登録をお願いいたします。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

会員の皆様には実務に役立つ定期機関紙をお送りしております。また、法令等の実務上のご質問も承ります。また、日頃の疑問点の判断資料として当コンサルをご利用くだされば幸甚です。

2024年は拙い内容にもかかわらず、お付き合いくださり感謝申し上げます。ありがとうございました。2025年(令和7年)も実務に役立つ基本となる情報を発信してまいります。引き続きご覧くだされば幸甚です。

月刊 こう食品法令 【2025年 7号】



どんな仕事をするにしても、先立つ
事柄と結果する事柄とを考えて、その
上でそれにとりかかるがよい。・・・
いいかね、その仕事がどのようなも
のかをまずよく考えて、それに耐えら
れるかどうか、自分の素質をよくみるよ
うにするのだ。
(エピクテトス(要録)(國方訳))

著作権法によりこう食品法令の事前の許可なしに複写・引用等の使用は禁止されています。